

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 278 回

今年も 9 月に入り、あっという間に駆け足で 1 年が過ぎています。皆様、目標は達成できていますか？なんとかあと 4 ヶ月頑張ってください。来年の正月が楽しく、いきいきと迎えられますように。ところで、日本人には昔から「値段の高いものはいいものだ、価値あるものだ」というある種の思い込みがあり、また「ただ今欠品中」、「品薄のレア商品」に弱い人も多いですね。こういった人間の心理をたくみに利用して商いをする！！（どう思います？）今回は営業に役立つ心理学を少しお話しします。

(イ) スリーパー効果（仮眠効果）

最初のプレゼンがうまくいかなくても、しばらく時間がたってから説得の効果が表れることがあります。にわかには信じられなくても時間が経過すると、情報源は忘れられ情報内容だけが記憶に残る。仮眠効果が出るのは、おおよそ 1～2 週間後のこと。だからその頃に諦めずに相手を再訪する。繰り返し会ううちに第一印象が悪くても次第に親近感がわくことがあります。

(ロ) ヒトラー流トーク

ヒトラーのスピーチには特徴がありました。「意図的に話に緩急を付けました。冒頭部分は早口でまくし立て、聴衆が聞くことにやや疲れてきたところでぼんやりとわかりやすいメッセージを明確に植え付けた」

どんなプレゼンでもたいていの人は少し疑いを持って聞く。「本当かな」と。その時にゆっくり話をしていると相手に考える時間を与えてしまう。だから相手がついてくることのできるぎりぎりのスピードで話をし、相手が思考停止状態になり、聞くことに疲れ切ってしまう直前に、自分が売り込む最大の長所を述べる。相手の頭の中に残るのは速く話をした最初の部分ではなく最後のフレーズです。

脳が疲れる、判断力が弱くなった夕方の面談がいいようですね。

なかなか心理学は役立ちますよ。勉強して営業に役立ててください。

前田の《今人生を語る》第 183 回

めざめよ日本人 (106)

見聞すれば情報としては自分のものになるが、自分の思想、自分の提案にはならない。本当に大切なのは、百考えたときに百の行動につなぐ、「百考、百動」だと思う。

(東洋大学理事長 福川伸次氏)

すなわち、自ら学び、自ら考え、自ら行動する・・・そういう人材を増やす必要がありますね。もちろん自分自身も・・・

災害等にあったときの税制上の措置

佐藤 洋

先日は広島で豪雨による土砂災害が発生し大変な人的被害や住家被害が発生しました。その後も日本の各所で大雨の被害が連続して発生している状況であります。今回はもし万が一、災害等による被害を受けてしまった場合の税制上の措置の一部（主に所得税）をご紹介します。

申告などの期限の延長

災害等の理由による申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から 2 ヶ月以内の範囲でその期限が延長されます。

1 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

2 個別指定

所轄の税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次の通り納税の猶予を受けることができます。

損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべき国税	納期限から 1 年以内
所得税の予定納税、法人税・消費税の中間申告	確定申告書の提出期限まで

既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として 1 年以内

予定納税の減額

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額または徴収猶予などを受けることができます。

所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

災害減免法に定める税金の軽減免除

災害による住宅及び家財の損失で一定の要件を満たす場合は下記のように所得税が軽減されます。

その年の所得金額	所得税の軽減額
500 万円以下	・・・ 全額免除
500 万円超 750 万円以下	・・・ 2 分の 1 軽減
750 万円超 1,000 万円以下	・・・ 4 分の 1 軽減

その他の税金にも災害により損失を受けた場合、税額が免除されるなどの取り扱いがあります。